

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特別急行列車或る列車号の運行開始に伴う改正）

現行 (前略)	改正 (前略)																								
<p>第 8 節 特別車両料金 (特別車両料金)</p> <p>第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別車両料金(A)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a <u>b 及び c</u>以外の特別車両料金(A)</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は 1,030 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は 1,570 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は 310 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は 1,650 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km 以内の場合を除く。）は 2,670 円とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>100 キロ</td> <td>200 キロ</td> <td>201 キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,650</td> <td>円 2,670</td> <td>円 3,700</td> </tr> </table>	営業キロ	100 キロ	200 キロ	201 キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上	料金	円 1,650	円 2,670	円 3,700	<p>第 8 節 特別車両料金 (特別車両料金)</p> <p>第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別車両料金(A)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a <u>b、c 及び d</u>以外の特別車両料金(A)</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は 1,030 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は 1,570 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は 310 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は 1,650 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km 以内の場合を除く。）は 2,670 円とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>100 キロ</td> <td>200 キロ</td> <td>201 キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートルまで</td> <td>メートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 1,650</td> <td>円 2,670</td> <td>円 3,700</td> </tr> </table> <p><u>d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</u></p>	営業キロ	100 キロ	200 キロ	201 キロ	地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上	料金	円 1,650	円 2,670	円 3,700
営業キロ	100 キロ	200 キロ	201 キロ																						
地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上																						
料金	円 1,650	円 2,670	円 3,700																						
営業キロ	100 キロ	200 キロ	201 キロ																						
地帯	メートルまで	メートルまで	メートル以上																						
料金	円 1,650	円 2,670	円 3,700																						

現行	改正									
<p>(ホ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)  東京・博多間の乗車区間に対して(イ)の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)のbの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(以下略)</p>	<table border="1" data-bbox="1283 199 1610 373"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>200キロ</td> <td>201キロ</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>メートルまで</td> <td>メートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 2,750</td> <td>円 4,110</td> </tr> </table> <p>(ホ) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)  東京・博多間の乗車区間に対して(イ)の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)のbの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(以下略)</p>	営業キロ	200キロ	201キロ	地帯	メートルまで	メートル以上	料金	円 2,750	円 4,110
営業キロ	200キロ	201キロ								
地帯	メートルまで	メートル以上								
料金	円 2,750	円 4,110								

附則

この通達は、平成 27 年 8 月 8 日乗車となるものから施行する。